

## 教育委員会 6 月定例会 議事録

**会議名** 教育委員会 6 月定例会  
**開催日** 令和 2 年 6 月 15 日（月）午後 3 時 30 分～午後 4 時 3 分  
**開催場所** 議会棟 5 階 第 2 委員会室  
**出席者** 高須教育長、藤田教育長職務代理者、玉井委員、真野委員、坂本委員、秋元委員

### 事務局等出席者

荒木教育次長兼学校教育部長、田井教育監兼総合教育研修センター所長、野呂教育監、山口社会教育部長、三宅社会教育部部長、宮永学校教育部次長兼施設給食課長、谷口社会教育部次長兼社会教育課長、倉崎社会教育部次長兼文化スポーツ室長兼課長、西村社会教育部次長兼中央図書館長、藏守社会教育部次長兼青少年課長、川原教育政策総務課長、山口教育指導課長、清水総合教育研修センター課長、山口文化スポーツ室課長、長中央図書館課長、坂本教育政策総務課係長、浦戸教育政策総務課係長、坂口（教育政策総務課担当）

### ○高須教育長

それでは、ただ今から教育委員会 6 月定例会を始めさせていただきます。

本日の署名人は坂本委員にお願いいたします。

本日の案件は、報告事項が 3 件、議決事項が 2 件でございます。

それではまず、本日の配付資料について確認をいたします。

事務局から説明をお願いいたします。

はい、川原課長。

### ○川原教育政策総務課長

本日の配付資料を確認させていただきます。

教育委員会定例会の議案書、別冊資料として、報告第 17 号「市長からの意見聴取について」の 2 点でございます。

以上でございます。

### ○高須教育長

説明は終わりました。

それでは、議案書 1 ページ「5 月・6 月教育委員会一般事務報告」についてお伺いいたします。

事務局から報告事項はございませんか。

はい、川原課長。

### ○川原教育政策総務課長

5・6月の一般事務報告をいたします。

まず、5月29日に5月市議会臨時会（第3回）及び予算決算常任委員会（文教生活分科会）、並びに予算決算常任委員会（全体会）が開催されました。

次に、6月8日に教育委員会懇話会を開催し、本日、教育委員会6月定例会を開催しております。

続きまして、教育委員会後援の状況について御報告いたします。

5月11日から6月10日までの教育委員会の後援状況でございますが、全体で3件ございました。いずれも継続でございます。

以上でございます。

### ○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

はい、山口課長。

### ○山口教育指導課長

資料に記載はございませんが、新型コロナウイルス感染に係る対応について御説明させていただきます。

6月1日から全ての学級を二つの班に分け、一つの教室を20名以内にする分散登校という形で実施をしております。

そして本日、6月15日から全員が一斉に登校いたします通常登校を開始しております。

なお、本市におきましては、引き続き発熱などの自覚症状だけでなく、不安で登校を控える場合も欠席扱いとしない選択登校制を実施しております。この選択登校制を利用する児童生徒向けに授業のライブ配信を開始させていただいておりますので、御報告させていただきます。

また、今後、水泳指導や8月の学童水泳記録会につきましては、国の様々な通知も踏まえて検討を行い、現状では児童生徒の健康診断が終わっていないこと、更衣室やプールサイドを始め、いわゆる3密の状況を避けるのが困難であるという状況も踏まえまして、今年度の実施については見合わせることにいたしましたので、併せて御報告させていただきます。

以上でございます。

### ○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

はい、真野委員。

### ○真野委員

今日から通常登校で引き続き実施されている選択登校制ですが、12名の児童生徒が御家庭で自宅待機を選択し、担任の先生の授業のライブ配信を視聴しているとお聞き

しました。小学校、中学校それぞれ何名ずつでしょうか。

**○高須教育長**

はい、山口課長。

**○山口教育指導課長**

現状お申込みいただいているのが12名で、小学校が8名、中学校が4名となっております。

以上でございます。

**○真野委員**

ありがとうございました。普通に学校に来られる児童生徒だけではなく、来るのが難しい児童生徒に対してもこのようにライブ配信で対応をしていただいております、非常に心強く思いました。学校に来るのが難しい生徒に対しては、友人関係や、学習評価等で、不利益にならないように配慮をよろしくお願いしたいと思っております。

**○高須教育長**

ほかに、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

では、ないようですので、次に、2ページ「6月・7月教育委員会行事計画書」についてお伺いします。

事務局から、何かございませんか。

はい、川原課長。

**○川原教育政策総務課長**

6月・7月の行事計画を御報告いたします。

まず、6月18日から7月9日まで開催されます令和2年6月市議会定例会でございますが、6月22日に文教生活常任委員会及び予算決算常任委員会（分科会）が行われ、6月29日に予算決算常任委員会（全体会）が行われる予定でございます。

また、6月30日から7月2日には一般質問が行われる予定で、7月6日には文教生活常任委員会協議会が行われる予定でございます。

次に、7月13日に教育委員懇話会、7月20日に教育委員会7月定例会の開催を予定しております。

以上でございます。

**○高須教育長**

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

はい、山口課長。

**○山口教育指導課長**

6月・7月の行事計画を報告させていただきます。

6月24日と7月7日に寝屋川市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会を開催いたします。

現在、教科用図書の見本の学校巡回、また調査員による調査活動を行っておりますが、調査員からの報告を踏まえまして、7月の定例会にて報告をさせていただき、答申について検討する予定をしております。

以上でございます。

#### ○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

では、ないようですので、6月・7月教育委員会行事計画書については、予定どおりよろしくお願いいたします。

次に、3ページでございます。

報告第17号「市長からの意見聴取について」を議題といたします。

はい、川原課長。

#### ○川原教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました報告第17号、市長からの意見聴取につきまして、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理いたしましたので、教育委員会に報告し承認を求めるものでございます。

それでは、当議案の内容につきまして、一括して御説明いたします。

別冊の1ページを御覧ください。

令和元年度寝屋川市一般会計繰越明許費の報告（教育委員会関係分）につきまして御説明いたします。

まず、総合教育研修センター消防設備修繕事業につきましては、759万円が繰越額でございます。

次に、小学校消防設備修繕事業につきましては、1,673万8,700円が繰越額でございます。

次に、中学校消防設備修繕事業につきましては、341万8,800円が繰越額でございます。

最後に、エスポアール消防設備修繕事業につきましては、181万5,000円が繰越額でございます。

以上、4件につきましては、全額一般財源でございまして、修繕等が年度内に完了しなかったことから、翌年度に繰り越したものでございます。

続きまして、寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について御説明いたします。

2ページを御覧ください。

それでは、条文の朗読を省略させていただき、改正理由及び改正内容につきまして御説明させていただきます。

まず、改正理由につきましては、「寝屋川市立幼稚園・保育所の在り方に関する審

議会」を設置する等のため、一部改正を行うものでございます。

次に、改正内容につきましては、市長及び教育委員会の附属機関として、担当事務を「寝屋川市第2期子ども・子育て支援事業計画を踏まえた寝屋川市立の幼稚園及び保育所の在り方についての調査審議に関する事務」とする「寝屋川市立幼稚園・保育所の在り方に関する審議会」を設置するとともに、教育委員会の附属機関について、「寝屋川市幼児教育振興審議会」及び「寝屋川市小学校就学前教育支援プログラム審議会」を廃止することとするものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は施行期日を令和2年8月1日とするものでございます。

続きまして、令和2年度寝屋川市一般会計補正予算（第5号）（教育委員会関係分）につきまして御説明いたします。

4ページを御覧ください。

まず、歳入でございます。款：諸収入、項：貸付金元利収入、目：貸付金元利収入、補正額5億9,764万円につきましては、アドバンス寝屋川マネジメント株式会社による貸付金の元金償還に伴う貸付金元金収入の追加補正でございます。

次に、款：市債、項：市債、目：教育債、補正額1,800万円につきましては、（仮称）新中央図書館機能整備事業のうち、実施設計業務委託に係る社会教育施設整備事業債の追加補正でございます。

続きまして、5ページを御覧ください。

歳出でございます。款：教育費、項：社会教育費、目：図書館費、補正額6億5,637万8千円につきましては、図書館機能を寝屋川市駅前に新たに整備するため、施設購入及び実施設計業務委託を行う（仮称）新中央図書館等機能整備事業に係る経費でございます。

続きまして、6ページを御覧ください。

債務負担行為補正でございます。こちらは、債務負担行為の追加でございまして、学校給食調理業務委託（市立田井小学校）につきましては、市立田井小学校における学校給食調理業務について、令和元年度に入札不調となったため、令和2年度に再度入札を行い、契約を結ぶに当たり、委託期間が複数年度にまたがることから、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。期間は令和3年度から令和6年度、限度額は7,060万4千円でございます。

以上でございます。

## ○高須教育長

報告は終わりました。

では、ただ今の報告を受けまして、順次、御質問をお受けいたします。

まず始めに、「令和元年度寝屋川市一般会計繰越明許費の報告（教育委員会関係分）」について、御質問ございませんか。

では、ないようですので、続きまして、「寝屋川市執行機関の附属機関に関する条

例の一部改正」について、御質問はございませんか。

では、ないようですので、続きまして、「令和2年度寝屋川市一般会計補正予算（第5号）（教育委員会関係分）について、御質問ございませんか。

では、ないようですので、報告第17号「市長からの意見聴取について」は、報告どおり決めます。

次に、4ページでございます。

報告第18号「寝屋川市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則及び寝屋川市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

はい、田井教育監。

#### ○田井教育監兼総合教育研修センター所長

ただ今御上程いただきました報告第18号、寝屋川市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則及び寝屋川市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理いたしましたので、教育委員会に報告し、承認を求めるものでございます。

説明につきましては条文の朗読を省略させていただきます、6ページの新旧対象表において、御説明いたします。

右側が現行、左側が改正案でございます。改正内容につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染予防のための臨時休業による影響を緩和するため、令和2年6月1日以降の学校創立記念日並びに市立幼稚園における創立記念日について、休業日としないものでございます。

なお、本規則は、令和2年度に限るものとします。

附則といたしまして、施行期日を公布の日とするものでございます。

以上でございます。

#### ○高須教育長

報告は終わりました。

ただ今の報告を受けまして、御質問はございませんか。

では、ないようですので、報告第18号「寝屋川市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則及び寝屋川市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則について」を報告どおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

#### ○高須教育長

御異議なしと認めます。

よって、本案は報告どおり承認することに決めます。

次に、8ページでございます。

報告第19号「留守家庭児童会保育料の特例について」を議題といたします。

はい、藏守次長。

### ○藏守社会教育部次長兼青少年課長

報告第19号、留守家庭児童会保育料の特例について御説明いたします。

本件は、新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、留守家庭児童会の利用の自粛要請時及び緊急事態宣言下の原則臨時休会時の保育料を定めるものであり、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、臨時に代理したので、教育委員会に報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、9ページを御覧ください。

留守家庭児童会保育料につきましては、保育料徴収条例及び保育料徴収条例施行規則により規定しており、施行規則第3条第2項別表のその他特別な理由として、今回保育料を定めるものでございます。

まず、特例の期間につきましては、令和2年4月1日から、学校通常開校開始日までとしております。事実上、6月12日までとなります。

次に、特例の内容につきましては、4月当初、10日までを利用自粛考慮期間として保育料を無料とし、また特例期間中の利用自粛の意思表示があった世帯については、期間中の保育料を無料とします。

また、利用のあった世帯につきましては、利用日数に対し、日割りの保育料を乗じ、月の保育料を決定いたします。

学校通常開始日以降は、通常開所となることから、6月15日以降は特例を解消し、保育料月額半額を一律負担といたします。

なお、保育料の精算につきましては、前年度の住民税課税標準額確定後の通常減免申請の決定時に合わせて処理を行い、7月末に完了する予定でございます。

以上でございます。

### ○高須教育長

報告は終わりました。

ただ今の報告を受けまして、御質問はございませんか。

では、ないようでございますので、報告第19号「留守家庭児童会保育料の特例について」を報告どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

### ○高須教育長

御異議なしと認めます。

よって、本案は報告どおり承認することに決めます。

次に、議決事項に移ります。

10ページでございます。

議案第20号「寝屋川市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

はい、田井教育監。

### ○田井教育監兼総合教育研修センター所長

ただ今御上程いただきました議案第20号、寝屋川市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則につきまして、同規則を一部改正するため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、新型コロナウイルス感染症のための臨時休業の影響を緩和するため、令和2年度に限り、市立小学校及び中学校における第1学期、第2学期の学期を変更するとともに、夏季休業日と冬季休業日を短縮するためでございます。

説明につきましては、条文の朗読を省略させていただき、12ページの新旧対照表において御説明いたします。

右側は現行、左側が改正案でございます。

改正内容につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染予防のための臨時休業による影響を緩和するため、令和2年度に限り、市立小学校及び中学校における1学期を4月1日から8月16日まで、2学期を8月17日から12月31日までとし、夏季休業日を8月1日から8月16日まで、冬季休業日を12月26日から翌年の1月6日までとするものでございます。

附則といたしまして、施行期日を公布の日とするものでございます。

以上でございます。

#### ○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

はい、真野委員。

#### ○真野委員

この議案と、それから先ほどの創立記念日を休業日としないことを併せて、2か月間の子供たちの学習の遅れを何とか取り戻そうという、それが臨時休業の影響を緩和するというに当たると思うのですが、一番親御さんにとっても気になるころであり、しっかりと授業確保して、学習の遅れや、格差が生じないようにお願いしたいと思います。

それからもう一つは、修学旅行や遠足、運動会など、今後学校行事はどうなるのかということも気になっておられるのではないかと思います。この措置の中で、学校行事の取り扱いというのはどのようになるのかお伺いしたいと思います。

#### ○高須教育長

はい、山口課長。

#### ○山口教育指導課長

修学旅行や運動会、体育大会、校外学習のような、いわゆる思い出に残る行事につきましては、できる限り実施の方向で検討をさせていただいております。ただ、受け入れ先との調整等もございますので、現状まだ調整中という状況には変わりはありません。

以上でございます。

#### ○高須教育長

はい、真野委員。

**○真野委員**

ありがとうございました。コロナのこれからの先の動きも分からないため、しっかりと時間が取れるかどうかということも、難しい部分があるかと思いますが、何らかの形で実施できたらと私は思っていますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

**○高須教育長**

ほかに、御質問、御意見はございませぬか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第20号「寝屋川市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について」を原案どおり議決することに御異議ございませぬか。

(「異議なし」の声あり)

**○高須教育長**

御異議なしと認めます。

よって本案は、原案どおり議決いたします。

次に、13ページでございます。

議案第21号「寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会委員の委嘱及び任命について」を議題といたします。

はい、西村次長。

**○西村社会教育部次長兼中央図書館長**

ただ今御上程いただきました議案第21号、寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会委員の委嘱及び任命について、御説明いたします。

本年は、第3次寝屋川市子ども読書活動推進計画の策定年度でございます。寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会規則第3条第1項の規定に基づき、別紙の者を、寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会委員に委嘱及び任命いたしたく、教育委員会に議決を求めぬものでございます。

提案理由といたしましては、寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会規則第3条第1項の規定に基づき、寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会委員の委嘱及び任命するためでございます。

議案書の14ページが委員の名簿でございます。

公募による市民といたしまして、秋山真紀氏、図書館に関し識見を有する者として、大阪市立中央図書館大阪市史編纂所長の尾崎安啓氏、図書館関係団体の構成員として、上野勝子氏、市立小学校の校長として、有山陽子氏、市立中学校の校長として、一柳康人氏、市立幼稚園の園長として、中川光世氏、市立保育所の所長として、松尾久仁子氏、企画一課における課長として、西村直人氏、障害福祉課における課長として、勝浦由紀子氏、子育て支援課における課長として、白石みつ子氏、保育課における課長として、中村誠氏、学務課における課長として、中村和寛氏、教育指導課における課長として、山口健司氏、社会教育課における課長として、谷口卓也氏、中央図書館

長として、西村洋一となっております。

委員は15名、委嘱及び任命期間は、令和2年7月1日から令和3年3月31日までの9か月でございます。

以上でございます。

**○高須教育長**

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第21号「寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会委員の委嘱及び任命について」を原案どおり議決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○高須教育長**

御異議なしと認めます。

よって本案は、原案どおり議決いたします。

以上で、予定の案件は全て終了いたしました。

このほかに、事務局から報告事項があればお願いします。

では、ないようですので、これをもちまして教育委員会6月定例会を終了させていただきます。